参考資料１

○久喜市情報公開条例

平成２２年３月２３日

条例第１２号

改正　平成２８年３月２５日条例第１０号

平成３０年３月９日条例第３号

（目的）

第１条　この条例は、地方自治の本旨に基づく市民の知る権利にのっとり、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責任の全うと、市民の市政への参加をより一層促進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図り、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

２　この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

（１）　一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

（２）　市の公文書館、郷土資料館及び図書館において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

３　この条例において「公文書の公開」とは、実施機関がこの条例の規定に基づき、公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

（実施機関の責務）

第３条　実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第４条　この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

（公文書の公開を請求できるもの）

第５条　何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

（公文書の公開の請求方法）

第６条　前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。

（１）　氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）

（２）　公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項

（３）　前２号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

２　実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の公開義務）

第７条　実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

（１）　法令又は条例の規定により、公にすることができないとされている情報

（２）　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第２項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次

に掲げる情報を除く。

ア　法令その他の定めにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員等の氏名に係る部分であって、公にしても当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

（３）　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ　実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（４）　市及び国等（国及び他の地方公共団体の機関、独立行政法人等並びに地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当

に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（5）　市又は国等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア　監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

（6）　市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、市及び国等の協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

（7）　公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

（公文書の部分公開）

第８条　実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

２　公開請求に係る公文書に前条第２号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的公開）

第９条　実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第７条第１号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当

該公文書を公開することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第１０条　公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（公開請求に対する決定等）

第１１条　実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

２　実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限）

第１２条　前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して１５日以内にしなければならない。ただし、第６条第２項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、同項に規定する期間内に、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

３　公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から４５日以内にそのすべてについて公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前２項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第１項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（１）　本項を適用する旨及びその理由

（２）　残りの公文書について公開決定等をする期限

（理由付記等）

第１３条　実施機関は、第１１条各項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。

２　実施機関は、前項の場合において、公開請求に係る公文書が、当該公文書の全部又は一部を公開しない旨の決定の日から１年以内にその全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。

（事案の移送）

第１４条　実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

２　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

３　前項の場合において、移送を受けた実施機関が第１１条第１項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第１５条　公開請求に係る公文書に市及び公開請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

２　実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（１）　第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報

が第７条第２号イ又は同条第３号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（２）　第三者に関する情報が記録されている公文書を第９条の規定により公開しようとするとき。

３　実施機関は、前２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の公開の実施）

第１６条　公文書の公開の実施は、次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（１）　文書、図画及び写真　閲覧又は写しの交付

（２）　フィルム　視聴、閲覧又は写しの交付（写しの交付については、マイクロフィルムに限る。）

（３）　電磁的記録　視聴、閲覧又は写しの交付等で、その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法

２　公開決定に基づき公文書の公開を受けることのできる期間は、第１１条第１項に規定する通知に記載される公開の期日から３０日以内とする。ただし、当該期間内に公開を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（費用負担）

第１７条　この条例の規定による公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

２　この条例の規定により公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第１８条　公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第９条第１項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第１９条　公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、久喜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

（1）　審査請求が不適法であり、却下する場合

（2）　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

２　前項の規定による諮問は、行政不服審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第２９条第２項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

３　第１項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1）　審査請求人及び参加人（行政不服審査法第１３条第４項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

（2）　公開請求者（当該公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（3）　当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第２０条　第１５条第３項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1）　公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（2）　審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（情報公開の総合的な推進）

第２１条　実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開を行うほか、情報提供施策の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

（公文書館との連携）

第２２条　情報公開を円滑に推進していくため、市は、市の公文書館を情報公開の中心的施設として

位置付け、当該公文書館と実施機関との緊密かつ有機的な連携を図るものとする。

（公開請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第２３条　実施機関は、公開請求をしようとする者が容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（情報公開制度に関する事務の改善等）

第２４条　実施機関は、この条例による情報公開制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

２　実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるものについては、久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。

（実施状況の公表）

第２５条　市長は、毎年１回、この条例の規定に基づく公文書の公開の実施状況を公表するものとする。

（出資法人の情報公開）

第２６条　市が出資する法人で市長が定めるものは、この条例の規定に基づく実施機関の施策に留意し、情報公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（指定管理者の情報公開）

第２７条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により市の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）は、この条例の規定に基づく実施機関の施策に留意し、指定管理者が保有する情報であって当該指定管理者が管理を行う公の施設（同法第２４４条第１項に規定する公の施設をいう。）の管理に関するものの公開を行うため、必要な措置を講じなければならない。

（他の制度との調整）

第２８条　この条例は、法令その他の定めにより公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付の手続が定められている場合における当該公文書の公開については、適用しない。

（委任）

第２９条　この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２２年３月２３日から施行する。

（適用区分）

２　この条例は、合併前の久喜市情報公開条例（平成１２年久喜市条例第５３号）、菖蒲町情報公開条例（平成１４年菖蒲町条例第１８号）、栗橋町情報公開条例（平成１３年栗橋町条例第２１号）又は鷲宮町情報公開条例（平成１２年鷲宮町条例第２４号）（以下これらを「合併等前の条例」という。）の適用を受けることとされていた情報及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関が作成し、又は取得した情報について適用する。

（承継された合併前の情報の任意的な公開）

３　実施機関は、合併前の久喜市、菖蒲町、栗橋町又は鷲宮町から承継された情報でこの条例の適用を受けないものについて公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

４　第１７条の規定は、前項の規定による情報の公開について準用する。

（経過措置）

５　施行日の前日までに、合併等前の条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。

附　則（平成２８年３月２５日条例第１０号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、第７条第２号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正前の久喜市情報公開条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第２条第１項に規定する実施機関（以下この項において「実施機関」という。）の改正前の条例第１１条第１項若しくは第２項の決定（以下この項において「決定」という。）又は第５条の規定による公開の請求（以下この項において「請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた実施機関の決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（平成３０年３月９日条例第３号）抄

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。